

〇〇ダム操作規程 (例)

目 次

- 第1章 総則 (第1条-第〇条)
- 第2章 ダム等の管理の原則 (第〇条-第〇条)
- 第3章 洪水における措置に関する特則 (第〇条-第X条)
- 附 則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇ダム (以下「ダム」という。) の操作の方法のほか、ダム及び〇〇貯水池 (以下「貯水池」という。) の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

第〇条

(洪水及び洪水時)

第〇条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量 (以下「流入量」という。) が〇〇 m^3/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

2 前項に規定する「洪水」のうち、流入量が $\Delta\Delta m^3/s$ 以上であることを「大規模洪水」といい、大規模洪水が発生しているときを「大規模洪水時」という。

第〇条

第2章 ダム等管理の原則

第〇条

第3章 洪水における措置に関する特則

第〇条

(大規模洪水時等における措置)

第X条 第〇条第〇項に規定する「大規模洪水」が発生するおそれがあるとき、または発生しているときは、第〇条から前条の規定に係わらず、別に定める「〇〇ダム大規模洪水における操作要領」に基づき措置をとらなければならない。

附 則

この規程は、令和2年〇月〇〇日から施行する。

〇〇ダム大規模洪水における操作要領（例）

（通則）

第1条 〇〇ダムに操作規程（以下「操作規程」という。）第X条に規定する「大規模洪水時等における措置」については、この要領に定めるところによる。

（事前放流の基本）

第2条 操作規程第〇条に規定する洪水警戒時において、貯水位が標高〇〇メートルを超え、次の各号の一に該当する場合には、事前放流を実施するものとする。

- 一 台風の中心が東経〇〇度から〇〇度までの範囲内において北緯〇〇度以北の範囲に達し、〇〇ダムの流域内（以下「流域内」という。）における総雨量が〇〇ミリメートルを超えると予測される時
- 二 流域内における累加雨量が〇〇ミリメートルに達し、さらに総雨量が〇〇ミリメートルを超えると予測される時

2 事前放流を実施する場合は、別表一〇に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

（注：降雨解析やダムの構造・容量等を考慮して、ダム毎に検討）

（事前放流により確保する水位の最低限度）

第3条 前条の規定により事前放流を行う場合は、標高〇〇メートルの水位を最低限度として事前放流を実施するものとする。

（注：降雨解析やダムの構造・容量等を考慮して、ダム毎に検討）

（事前放流の中止）

第4条 前条に規定する放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流を中止し、操作規程第〇条に定める「洪水時における措置」へ移行するものとする。

2 前条に規定する放流を行っている場合において、流入量が洪水量に至らず最大となった場合には、事前放流を中止し、操作規程第〇条に定める「洪水警戒時における措置」へ移行するものとする。

3 前2項にかかわらず気象、水象その他の状況により事前放流を継続する必要がなくなると認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

（ダム放流量の低減）

第5条 操作規程第〇条第2項に規定する大規模洪水時において、第2条に規定する貯水位の低下により空き容量が確保されている場合は、確保された空き容量をできる限り有効に活用し、放流量の低減を図るものとする。

（注：降雨解析やダムの構造・容量等を考慮して、ダム毎に検討）

附 則

（適用期間）

本要領は、令和2年6月16日（注：出水期開始の日付まで）から適用する。

本要領は、今後の操作実績及び降雨予測精度の向上等を踏まえ、随時変更するものとする。